



産業政策形成の現場から

神戸大学 経済経営研究所
教授 浜口 伸明

私は現在、経済産業省産業構造審議会の委員として、国の産業政策を議論する会議に参加しています。今回はそこで感じたことを書きたいと思います。現場に身を置くことで、私自身の産業政策の見方も変わりつつあります。

1980年代に経済学を学び始めた頃、英米ではサッチャー＝レーガン体制のもと「政府の介入を排除した効率的な経済」が理想とされていました。一方で、政府が投資配分に関与する産業政策によって構造変化を遂げ、急速にキャッチアップした日本は、異端視されながらもその成果は高く評価されていました。当時、産業構造審議会（産構審）は産業政策の総本山とされ、私にとっては遠い存在であり、権威ある人々が集う「神殿」でした。

ところが、様々な経緯を経て委員を務めることになり、実際に参加してみると、その印象は大きく変わりました。委員は経団連のトップや著名な研究者だけでなく、地方の企業経営者やNPO法人の代表もおられます。多様な意見を取り入れ、ジェンダーバランスに配慮した構成になっていることにも驚かされました。

産構審のトップにあたる総会は年1度しか開催されず、総論的な議論が中心です。各論は、政策課題ごとに方向性を掘り下げていく分科会で検討されます。私は地域経済産業分科会の分科会長を務めています。

日本経済には依然として停滞感がありますが、民間企業の設備投資は2024年に約30年前のピークを超えて過去最高水準に達し、製造業は地方に生産拠点を求めています。産業用地の不足や人材確保の難しさは日本経済の成長を妨げる恐れがあります。

こうした課題に対応するため、分科会では事務局原案に委員の意見を反映させながら、官邸の経済政策や財務省の予算配分に反映されるよう、コンセンサスの形成に努めています。

政府の基本方針が固まると、分科会のさらに下の小委員会で法制度の改正や具体的な政策メニューの検討が行われます。私は工業立地法検討小委員会と地域生活維持政策小委員会の会長も兼務しています。

たとえば、新たに山林を切り開いて大規模に産業用地を開発するよりも、既存の土地を有効活用することが優先されています。具体的には、1960年代に制定された工場立地法では環境対策として工場敷地内に一定の緑地面積を設ける規制が導入されましたが、当時から環境対策技術は格段に進歩しましたから、それを踏まえて規制を見直すことで必要な用地面

積を減らすことが可能です。操業停止中の工場跡地は汚染されている可能性があるため売却されず塩漬けになっていることがあります。汚染物質の検査・除染を補助することが、新規取得を促進することにつながると考えられます。そのほかに農地の転用を進めることなども検討されています。これらの施策は、国土交通省、環境省、農林水産省などの所管とも重なるため、担当官は省間調整に尽力されています。

地方での人材確保には、少子化や東京一極集中といった構造的課題への対応が求められます。しかし、当面の対策として、人々が望む地域に住み続けられる基礎的条件を維持して地方からの人口流出を抑制する必要があります。この基礎的条件の中には、医療・教育・生活インフラなどの行政が提供するサービスだけでなく、日用品の買い物、公共交通、家庭用燃料等の民間が供給するサービスも含まれます。エッセンシャル・サービス (ES) と総称するこれらの機能を、人口減少が進む地域でもできるだけ長く維持しなければなりません。

ES 民間企業は過疎地から撤退していると思われがちですが、しっかりと事業を継続している事例は少なくありません。たとえば、撤退したスーパーの跡地を引き継ぎ、買い物以外の機能も提供するコンビニチェーン、背負子で山間地にも分け入って品物を届け、高齢者の見守りも担う生協の宅配事業、交通需要が集中する時間帯・時期を担うバスと、需要が少ない時間帯を担うタクシーの最適な組み合わせで住民の移動のニーズと企業の効率経営を満たす地域交通、エネルギー供給のほかに火葬場事業を手がけるプロパンガス供給会社などが挙げられます。こうした事例が各地に存在します。

競争が激しい大都市の市場では企業は事業の選択と集中を進めていると言われますが、過疎地ではむしろ企業は中核事業を軸に機能を付加して、幅広く地域に不可欠なサービスを供給しようとしています。高い公共性がある事業の創意工夫を認証する制度を設け、企業価値として認められるような制度の整備を進めています。

これらの施策は一見地味に見えるかもしれません、現政権の地域未来戦略本部はこれらの政策を重要課題として位置づけており、担当官の士気も高まっています。

分科会や小委員会には各分野の専門家が参加しており、議長としての会議運営は大きな労力を伴いますが、毎回多くの気づきがあります。たとえば、産業用地確保や ES 供給は過疎地の雇用と生活の維持という文脈で語られがちですが、土地と働き手の不足が隘路となつて投資が実現しなければ日本経済にマクロ的な影響を与えるという視点がこれまで欠けていました。また、工場敷地内緑地規制に関して法律は緑地の面積を基準にしていますが、緑地が周辺環境の改善を通じて地域社会に貢献する質的な側面もあわせて評価しなければなりません。

事務局や委員から指摘されるこれらの論点に触ることは非常に刺激的であり、研究者として思考の鍛錬につながるものです。これからも、晩年、亡き父が語っていた「国のために尽くせ」という言葉を思い出しながら、微力ながらも貢献していきたいと考えています。

なお、産業構造審議会の分科会や小委員会は YouTube で配信され、議事録も公開されていますのでぜひ一度ご覧ください。

